

建設業法令遵守について

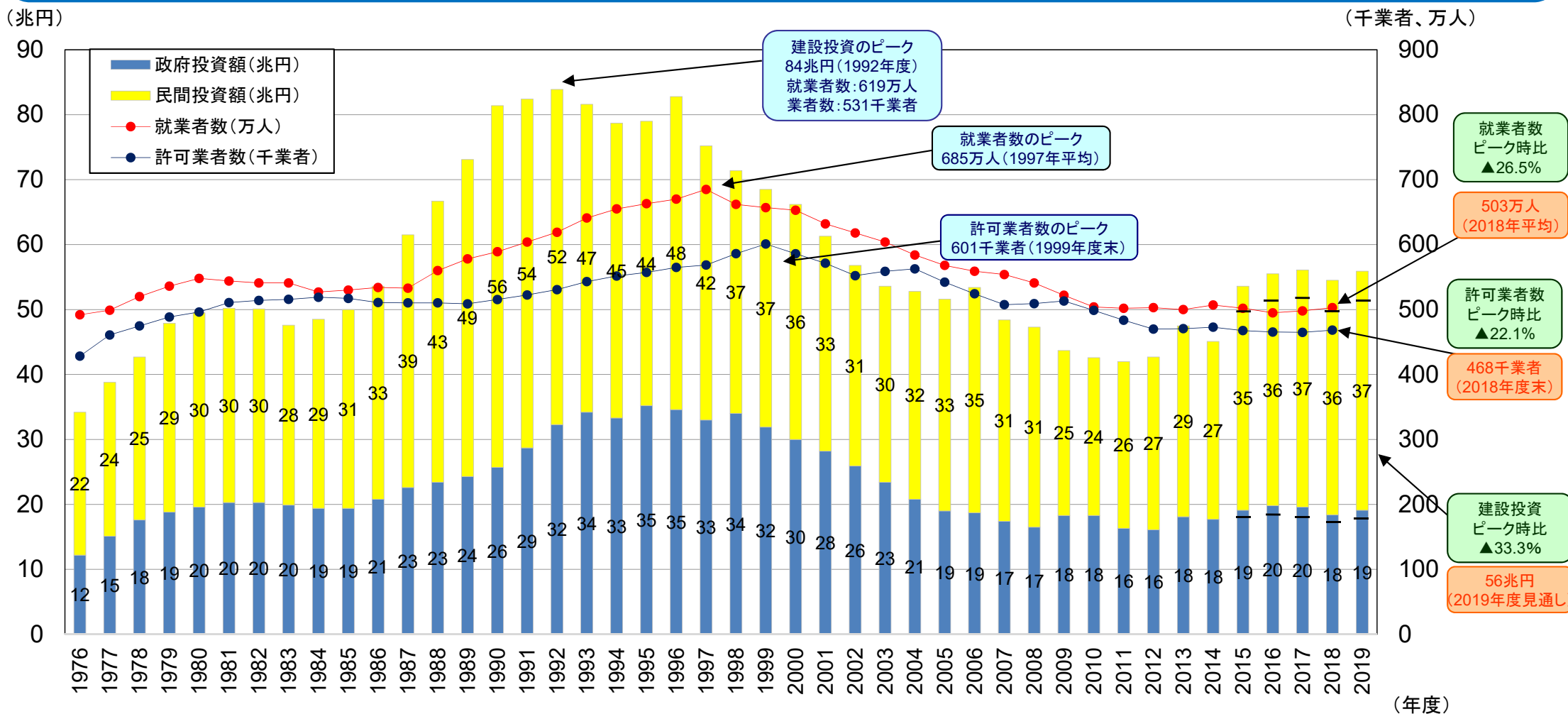
目次

1. 建設産業を取り巻く現況 (P.2~P.9)
2. 建設業法の概要 (P.10~P.14)
3. 建設業法令遵守の推進 (P.15~P.24)
4. 建設業法令遵守ガイドライン (P.25~P.40)
5. 法令遵守ガイドラインの改訂 (P.41~P.42)
6. 新・担い手3法について (P.43~P.48)
7. 建設キャリアアップシステム (P.49~P.53)
8. 建設分野における新たな外国人材の受入れ (P.54~P.59)
9. 中部地方整備局ホームページ (P.60~P.61)

1. 建設産業を取り巻く現況

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2019年度は約56兆円となる見通し（ピーク時から約33%減）。
- 建設業者数（2018年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（2018年平均）は503万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については2016年度まで実績、2017年度・2018年度は見込み、2019年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

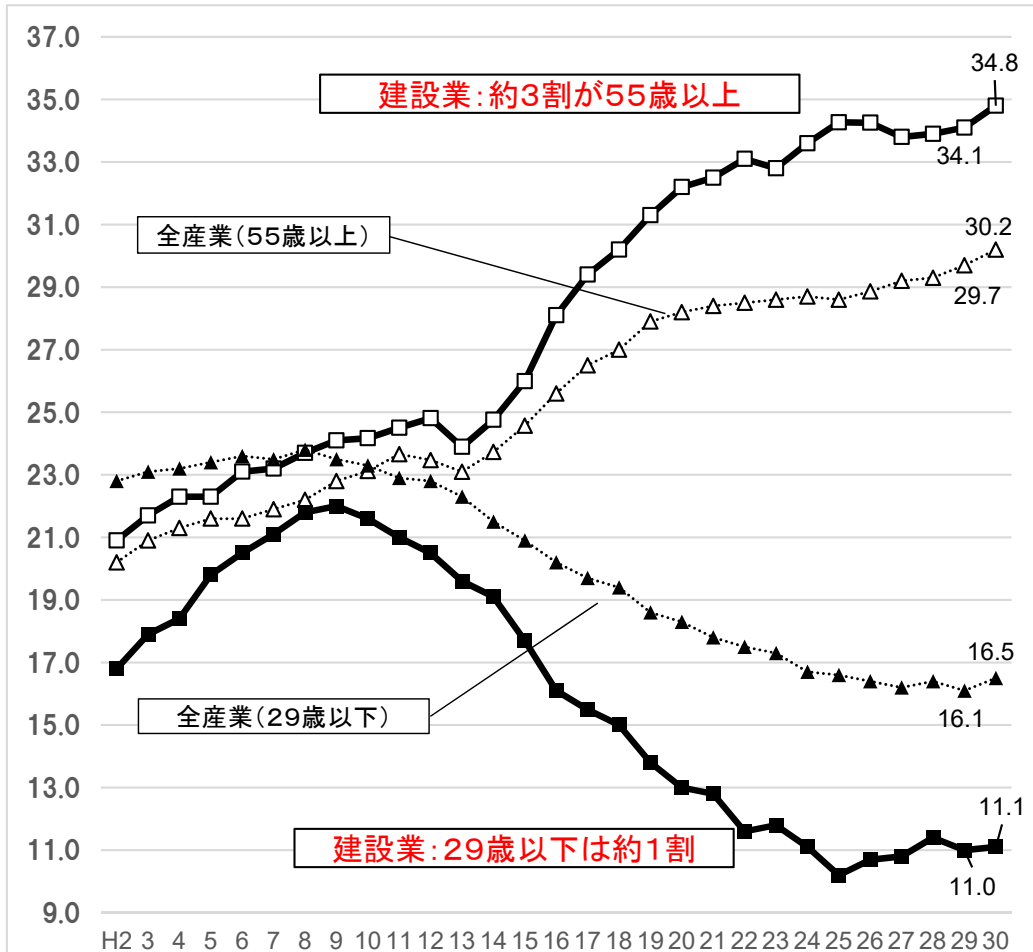
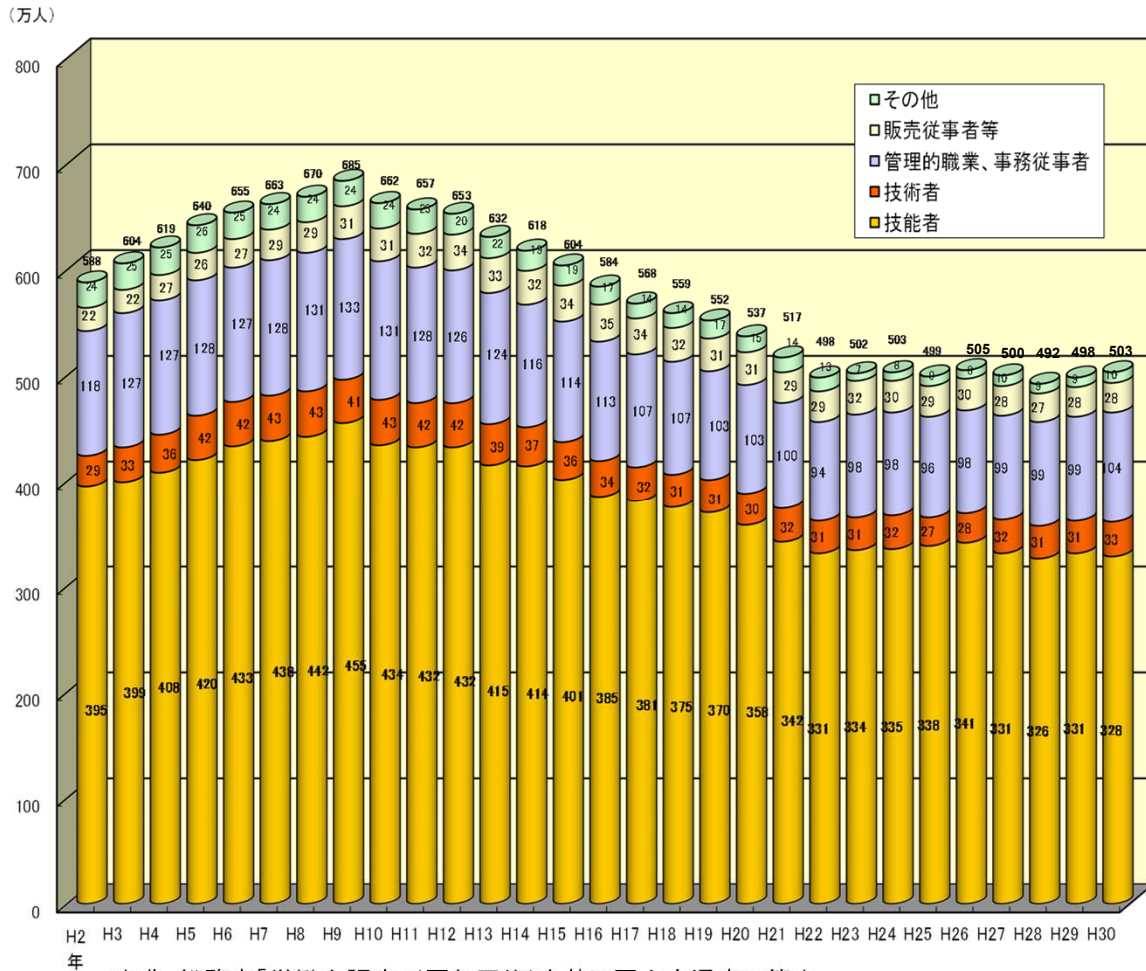
注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、2015年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、2011年以降の投資額を遡及改定している

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

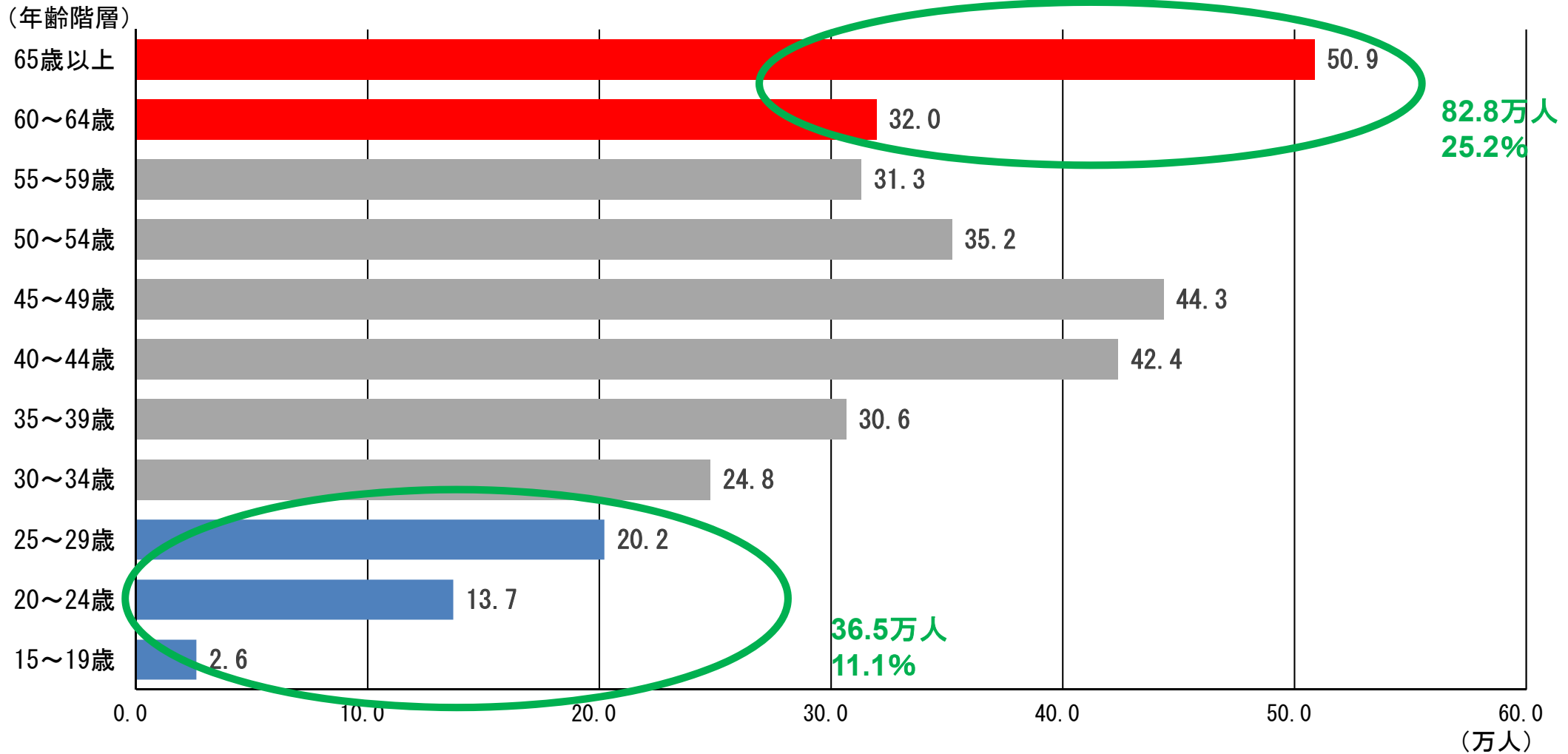
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。



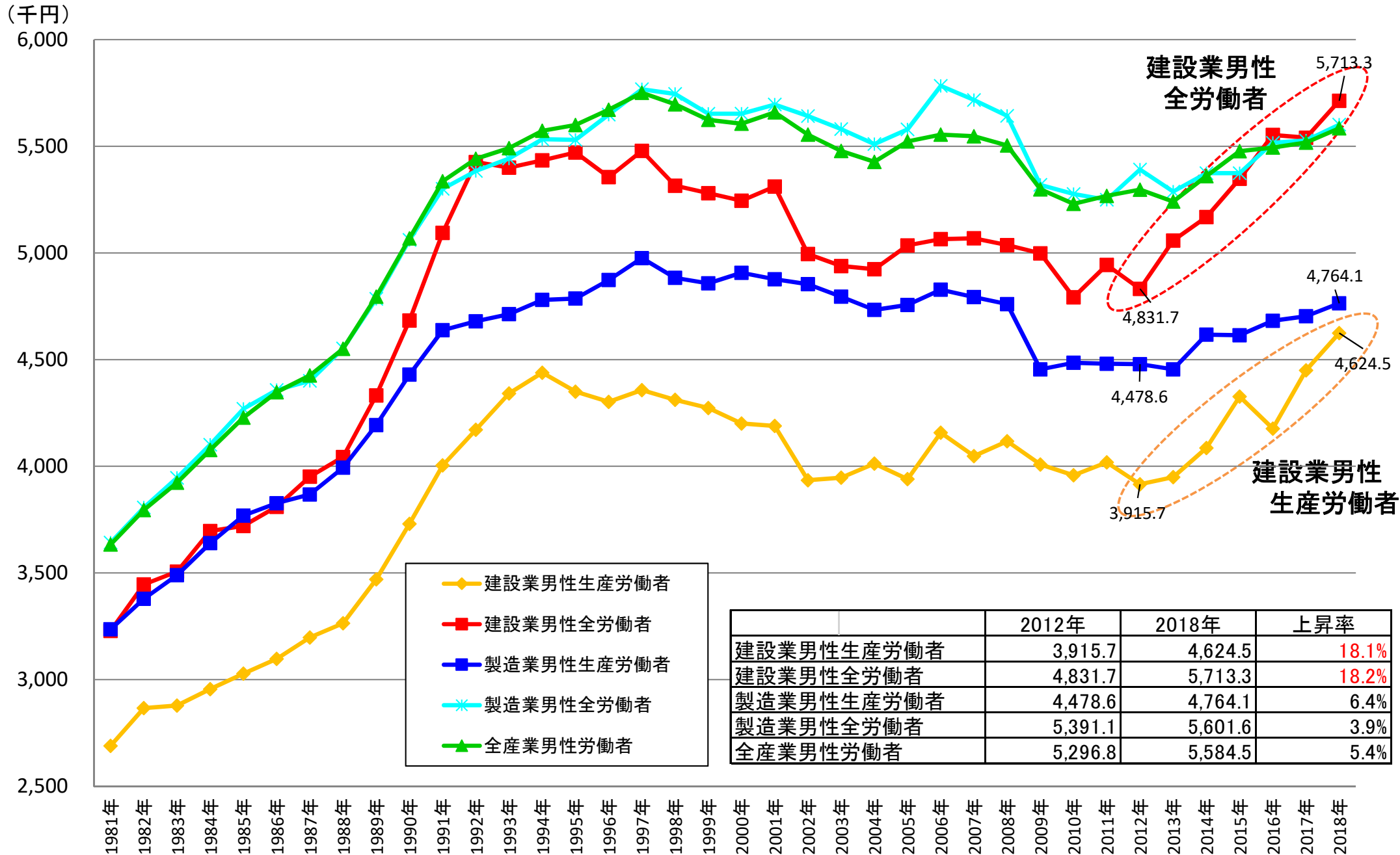
年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出所:総務省「労働力調査」(H30年平均)をもとに国土交通省で推計

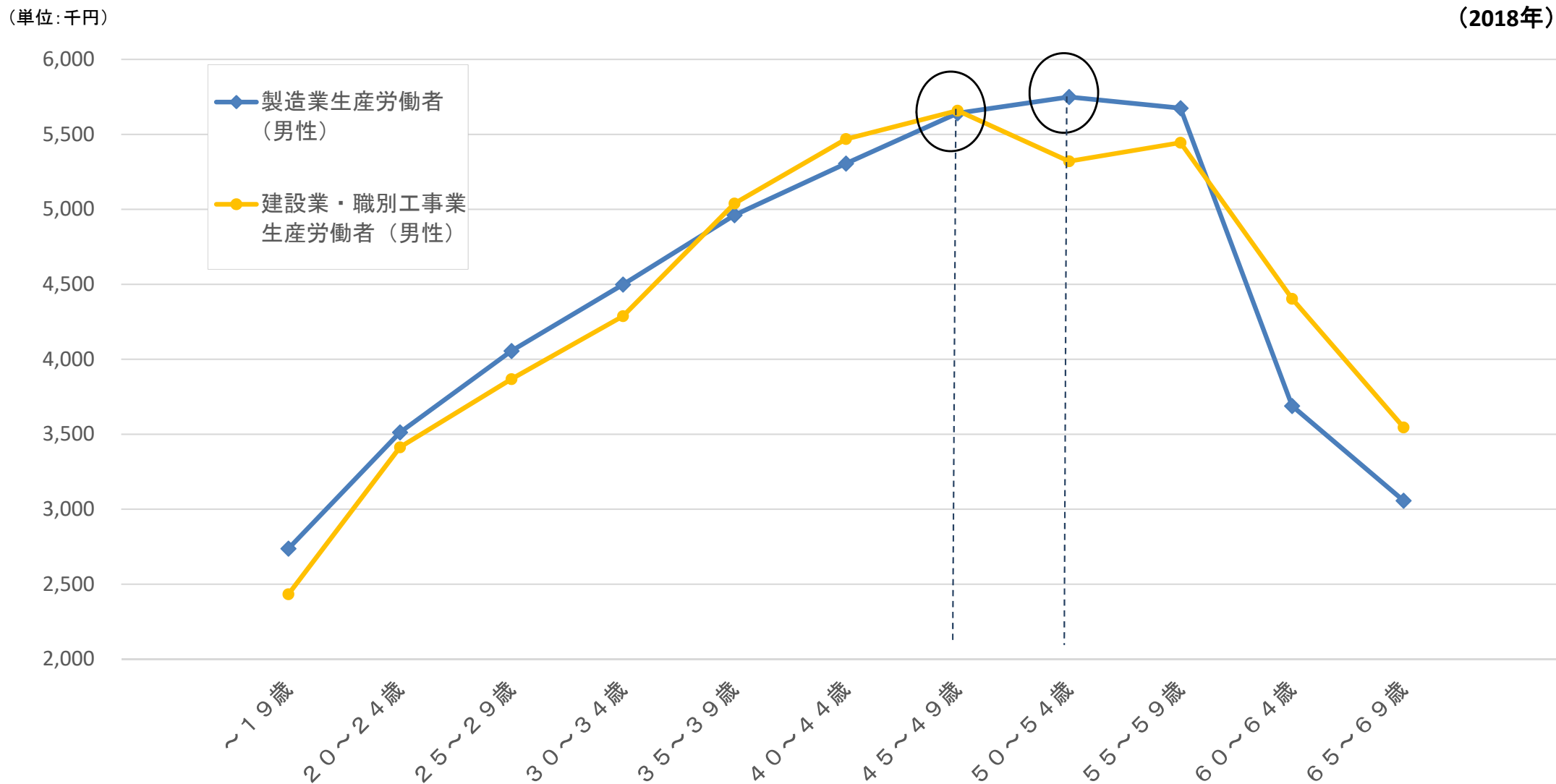
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

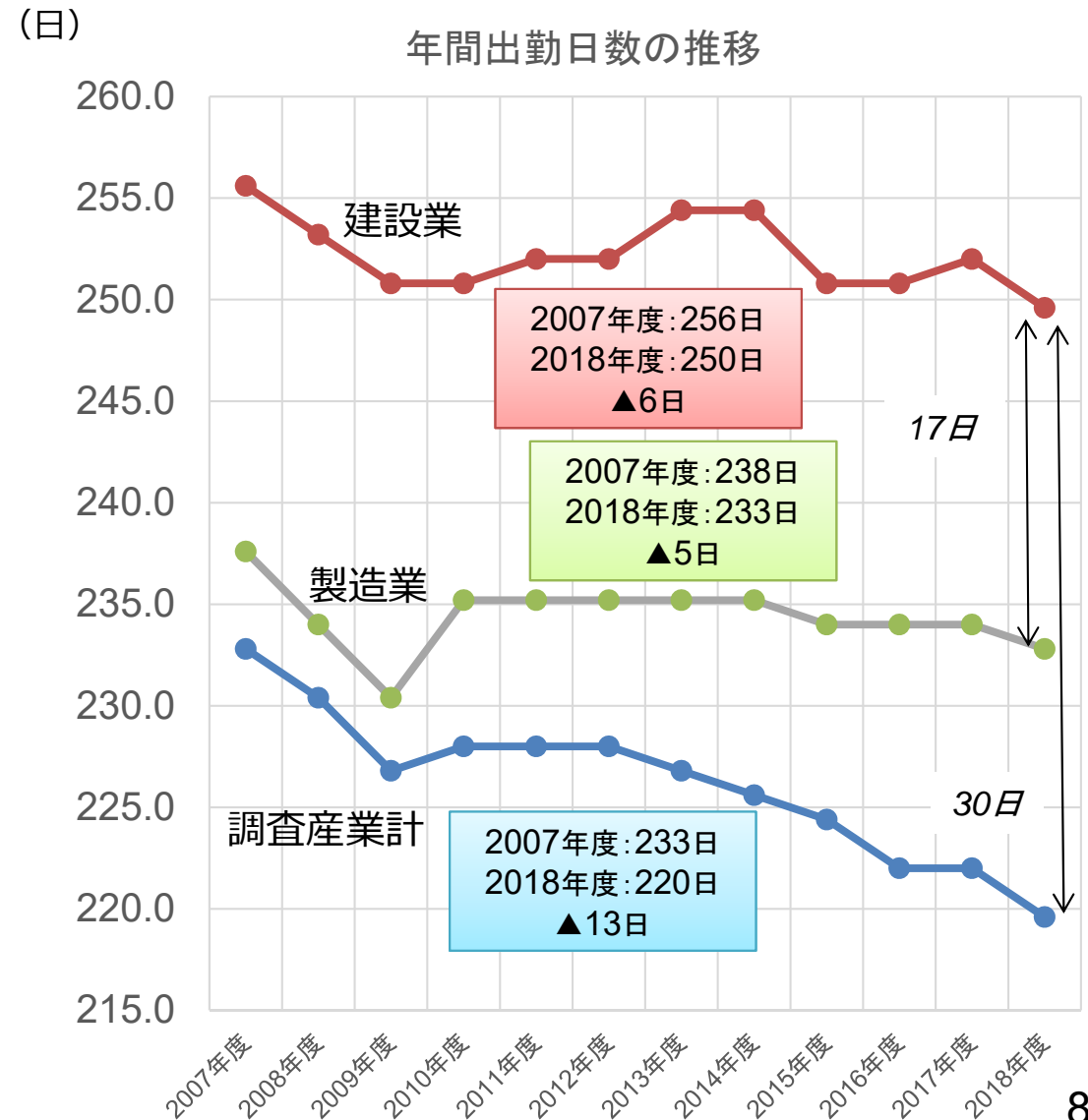
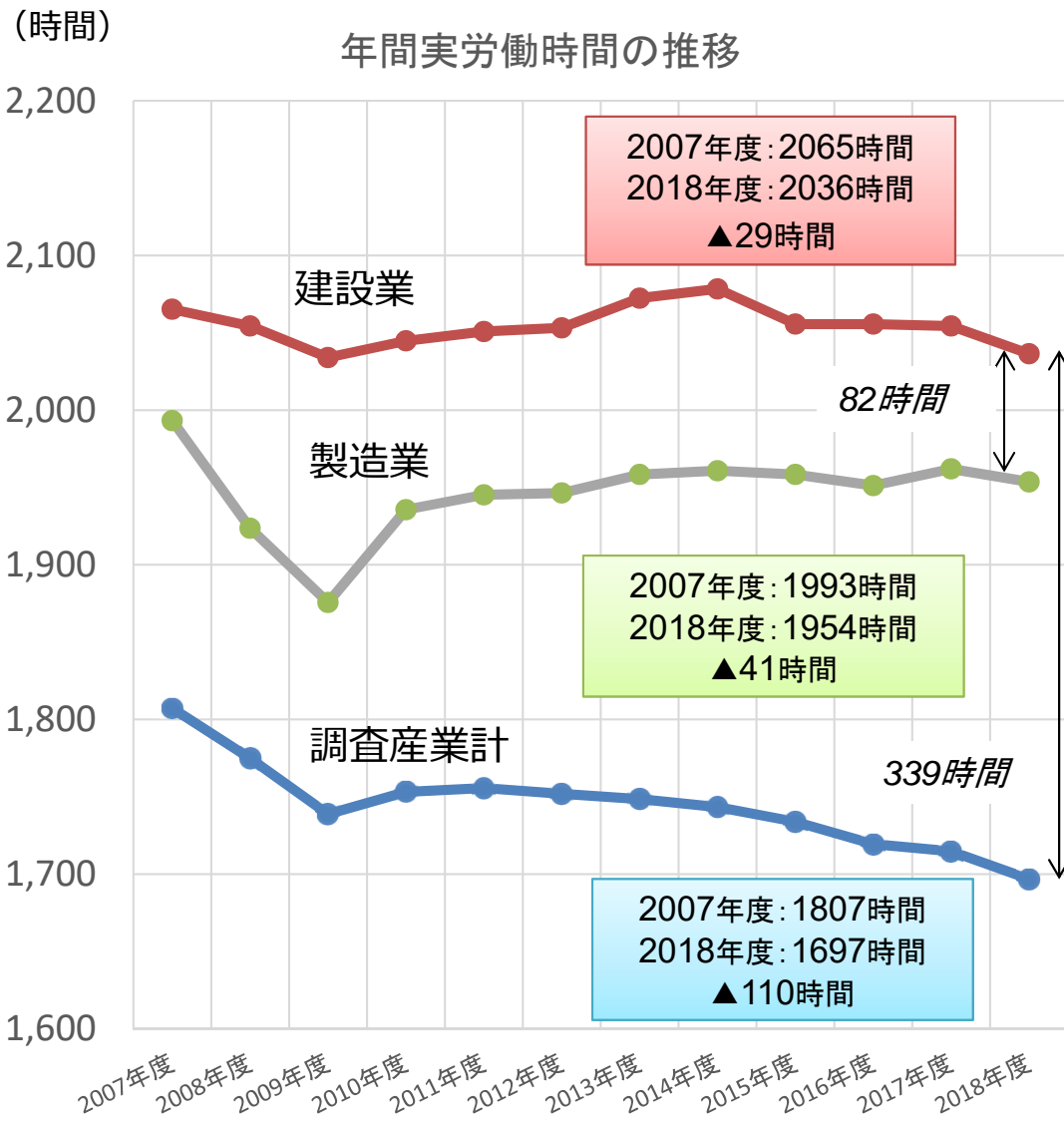
※ 年間賃金総支給額 = きまって支給する現金給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）であり、大幅な改善は見られない。

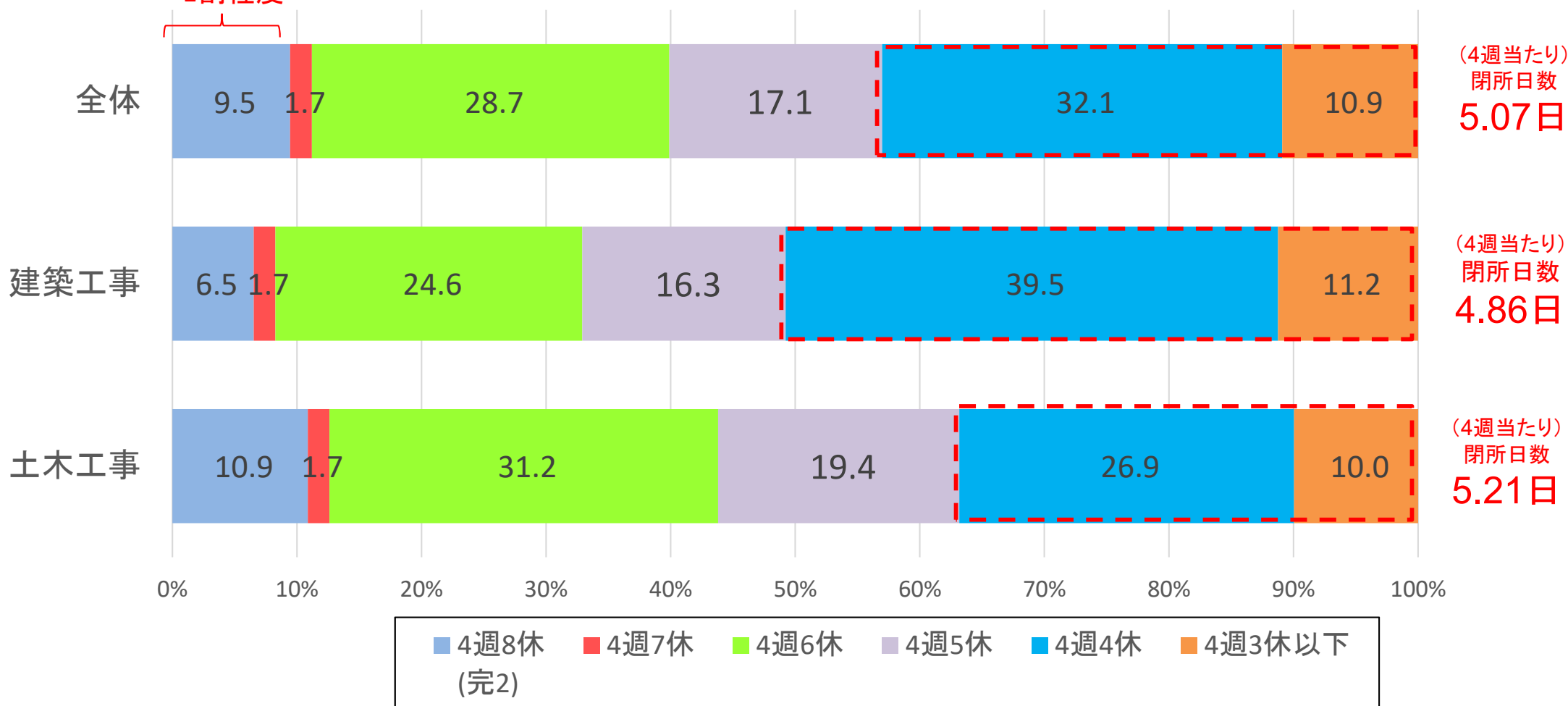


※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

現在4週8休は
1割程度

【建設業における休日の状況】



【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

2. 建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県に営業所を設置)

29業種
(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可
(4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置
(4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置
(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

→ 監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分
(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会
(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

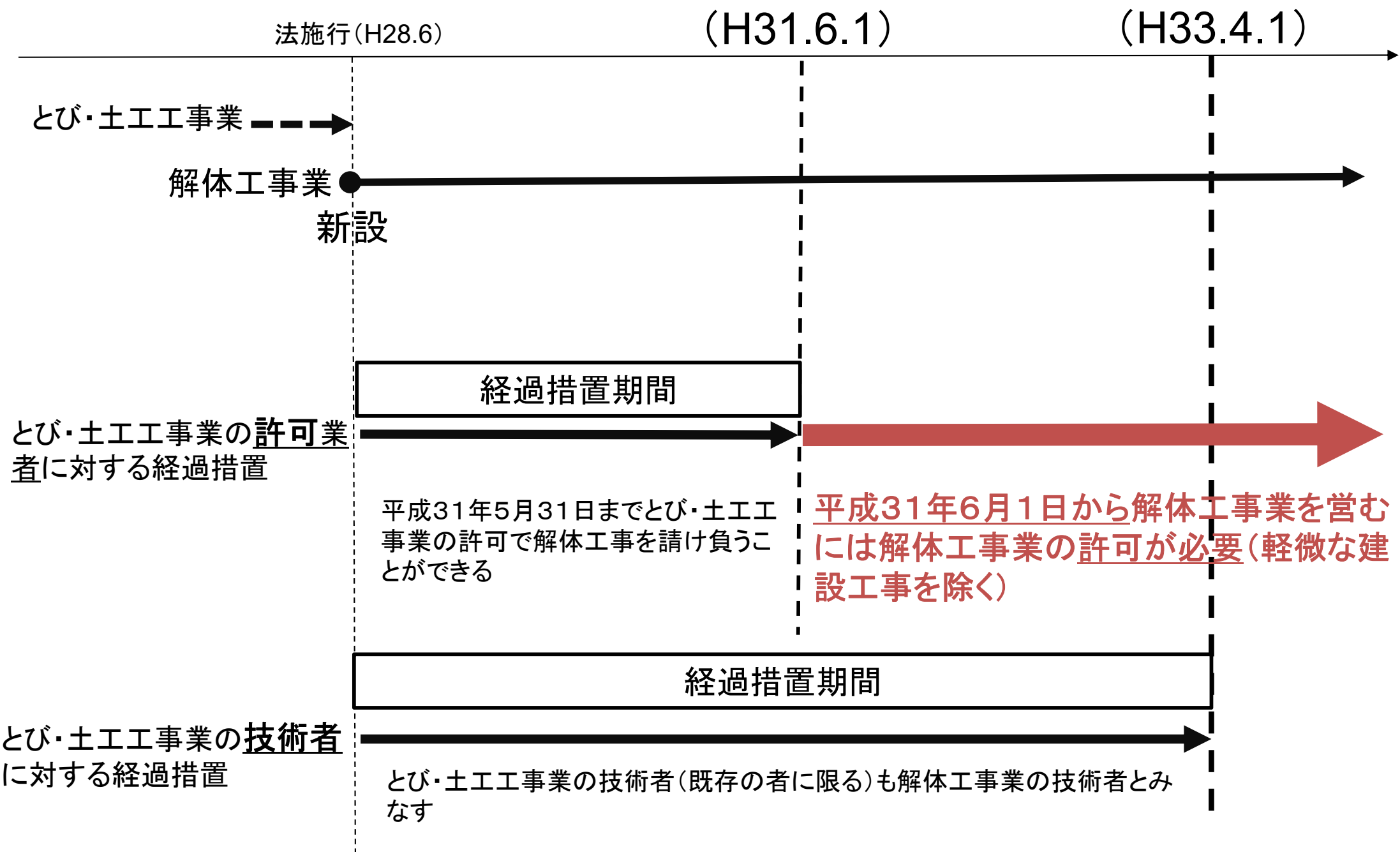
- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

現行29業種区分の内容(1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、(工作物の解体※)等を行う工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
	ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

現行29業種区分の内容(2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設置工事、データ通信設置工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事 (H28.6施行)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事



3. 建設業法令遵守の推進

行政指導・監督処分

法令違反

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部

【体制】：中部地方整備局に設置（H19.4）

【調査対象】：主に大臣の特定建設業者を対象

- ・ 民間工事を含めた建設業法の遵守
- ・ 請負契約の適正な取引等幅広い取締

○立入検査
H30年度 80社

駆け込みホットライン

建設業の法令遵守に向けた 主な取組み

【監視体制の強化】

建設業法令遵守推進本部(本省)設置（H19年度）

【情報収集の強化】

駆け込みホットライン開設（H19年度）

建設業フォローアップ相談ダイヤル開設
（H26年度）

【違反行為の明確化】

建設業法令遵守ガイドライン策定（H19年度）
※H20,24,26,28 年度改訂

発注者・受注者間のガイドライン策定（H23年度）

【書面調査の強化】

下請取引等実態調査（H20年度）

【相談体制の整備】

建設業取引適正化センター設置（H21年度）

【県との連携の強化】

建設業取引適正化推進月間の創設（H22年度）

知事許可業者に対する合同立入検査

連携

関係機関

都道府県
厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会等

端緒情報

元下調査（書面調査）

マスコミ情報

下請業者からの相談

民間発注者からの情報

一般国民からの情報

発注部局

【調査対象】：公共工事の元請

- 入契法に基づき自らの発注工事に関して点検・調査
施工体制等の点検、施工体制全国一斉点検
- 発注者が自ら行う点検・調査
低入札価格調査、工事コスト調査、特別重点調査

建設業法違反の疑うにたりる事実があるときは、許可行政庁に通知

中 部

◆立入検査の実施件数（大臣許可業者）： 68件
 （知事許可業者）： 12件 } 合計 80件

◆建設業者に対する監督処分件数： 1件

指示処分： 1件

営業停止処分： 0件

許可取消： 0件

◆建設業者に対する文書による行政指導の実施件数： 37件

◆駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数： 578件

うち、大臣許可業者にかかる件数： 法令違反疑義 10件、苦情・相談 12件、不払い相談 7件

知事許可業者にかかる件数： 法令違反疑義 23件、苦情・相談 3件、不払い相談 31件

その他件数： 法令違反疑義 28件、苦情・相談 433件、不払い相談 31件

指導・助言・勧告

監督行政庁が建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るために、必要に応じて是正等を求める行為です。

指示

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示の対象になります。指示とは、法令違反や不適正な事実の是正、再発防止のため建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象になります。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などには、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

過去の監督処分事例 ①

違反内容

建設業の許可更新申請にあたり、虚偽の申請をして許可を受けたことにより、法人及び役員に対する罰金刑が確定した。

処分内容

許可の取消

元役員が工事価格等のデータを不正に入手し公共工事を落札したとして、競売入札妨害による刑が確定した。

営業停止
(120日間)

経営事項審査において、完成工事高を水増し計上し、その結果を用いて公共工事の入札参加申請を行った。

営業停止
(30日間)

資格要件を満たさない者(在籍出向者)を主任技術者として配置していた。

営業停止
(15日間)

競争参加資格申請書に虚偽の記載をした。

営業停止
(15日間) 19

過去の監督処分事例 ②

違反内容

施工体制台帳及び施工体系図に虚偽の記載をした。

処分内容

営業停止
(7日間)

無許可業者と政令で定める金額以上の下請契約を行った。

営業停止
(7日間)

工事関係者が現場の事故で負傷したことにより役職員が労働安全衛生法違反による略式命令を受け、その刑が確定した。

指示処分

その他、処分に至らないまでも、契約書の不作成や支払い遅延等による、行政指導を実施。

駆け込みホットラインの開設（H19. 4～）

◆違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

一建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン



全国
共通

TEL. **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間/10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

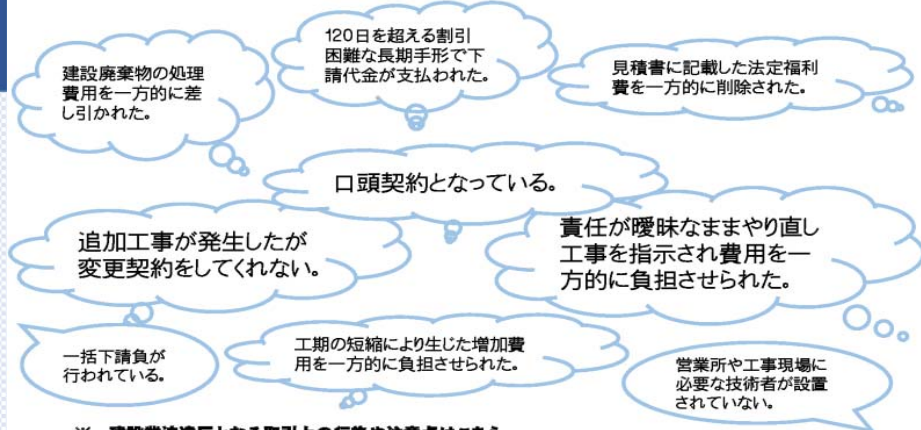
FAX. **0570-018-241**

E-mail. **kakekomi-hl@mlit.go.jp**

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報

(匿名による通報も可能です)

氏名	
住所	
電話番号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	
その他	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

H30.9月版

駆け込みホットライン等に係る通報案件 ①

事案の概要

見積書を提出後、工期が迫っていたため契約金額を決めないまま工事着手。注文書発行を依頼するも発行されないまま工事が完成。請求書を提出したところ、見積金額から30万円差し引かれた額で支払われる。相手は見積金額から30万円引いた額を査定金額と決定したと主張。

工事施工中に見積書に含まれていない工事内容が発生したため、工事完了後に追加工事分としての変更契約の申し出をしたが、元請からは図面から読み取れる範囲であるとして追加工事として認めてもらえなかった。

問題点の整理と本来取るべき対応

金額の合意・書面締結がないまま工事に着手してしまった。



工事着手前に書面で合意しておく必要がある。

追加工事に該当するか（当初契約に含まれるか）どうか、確認せずに施工してしまった。



追加の工事内容が発生した場合には、その都度書面に基づき変更契約の範囲となるか否か及び変更金額について合意しておく必要がある。

駆け込みホットライン等に係る通報案件 ②

事案の概要

支払時に一方的な相殺をされる。（応援作業員の費用、廃棄物処理費、施工不良の手直し費用・損害金…など）

直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者（在籍出向者）を主任技術者又は監理技術者として配置している。

問題点の整理と本来取るべき対応

相殺にあたり、事前に相手の合意を得ていなかった。



後日相殺する項目については、事案発生時に相殺の有無や金額について、書面で合意しておく必要がある。

建設業法の理解が不足していた。



技術者制度を正しく理解し、適正な資格を有する技術者を配置する。複数人で確認する。

建設業フォローアップ相談ダイヤル開設（H27. 3～）

- H25年6月に開設した「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合
- 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報や品確法の運用指針に関すること、社会保険未加入対策等についての相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00-12:00** **13:30-17:00**
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば...>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに...

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

事業者の皆様の声をお聞かせ下さい！



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただきます。個別事案を特定できない方法で公表させていただきますことでもありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険未加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

4. 建設業法令遵守ガイドライン

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の11項目について、

ア. 留意すべき建設業法上の規定を解説 イ. 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示（建設業法第20条第3項）
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3）
 - 2-2. 追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
4. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
5. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
6. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
7. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）
8. 工期（建設業法第19条第2項、第19条の3）
9. 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の5）
10. 長期手形（建設業法第24条の5第3項）
11. 帳簿の備付け及び保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 12-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 12-2 社会保険・労働保険について（社会保険等への加入）
- 12-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
- 12-4 下請代金の支払手段について

I-1 見積条件の提示

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

いつもの通りと
言われても…
責任施工範囲は？
支払条件は？
工期は？



下請負人

工事内容の外、契約約款や
支払条件等も含めて提示



元請負人

あの工事、
いつもの通りで
見積ってくれ。

建設業法 第20条第3項

I-2 適正な見積期間の設定

下請負人が見積りを行うに足る期間を設けなければなりません

見積を
3日以内に
持ってきてくれ。

この工事だと
3000万円くらいの
規模になりそうです。
3日では……

下請工事発注予定額に応じた
必要見積期間

- ①500万円未満 中1日
- ②5000万円未満 中10日
- ③5000万円以上 中15日以上

※②③の場合で、やむを得ない場合
には短縮可能

元請負人

下請負人

建設業法 第20条第3項

Ⅱ-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条

Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（14項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**14項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

契約書に記載しておかなければならない重要事項14項目

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

- ① 分別解体の方法 ② 解体工事に要する費用 ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地 ④ 再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | | | |
|---|--------|---|--------|
| ① | 請負契約書 | | |
| ② | 注文書・請書 | + | 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 | + | 基本契約約款 |

Ⅱ-3 追加変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



建設業法 第19条第2項

Ⅲ

不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



IV

不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません

安くて
品質のいい業者を
もう手配ずみなのに…

請負人

あの業者の
コンクリートを使ってくれ。

**指定する場合は、
見積依頼時等の
契約締結前に！**

注文者

建設業法 第19条の4

V

やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



VI

赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

今月現場で
かかった諸費用は、
支払いから差し引かせて
もらいましたよ。

**妥当性、
透明性の
確保を！**



元請負人



下請負人

そんな一
現場の諸経費を
引かれるなんて
一言も聞いてないし、
廃棄物なんか全然
出していないのに！

**事前協議・合意
の書面化を！**

建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項

VII

下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払を受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があつてから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



建設業法 第24条の3、5

VIII

割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



建設業法 第24条の5第3項

IX

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について、10年の保存を義務付け

- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

建設業法 第40条の3

ガイドライン外の法令遵守事項

- 監理技術者・主任技術者・営業所専任技術者の不適正配置
- 一括下請負
- 施工体制台帳、体系図の未整備
- 経営事項審査の虚偽申請

等



各許可行政庁の定める監督処分基準に該当し、**営業停止等の不利益処分に該当する違反もあります**。関連規定を遵守した取り扱いをしましょう。

5. 法令遵守ガイドラインの改訂

背景

○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○立入検査における違反事例の摘出

改正概要

○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者には負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

(例)①書面による契約締結

納期が数ヶ月先の契約を締結し、既に契約金額が確定しているにもかかわらず、実際の納入時期における資材価格の下落を踏まえ、下請負人と変更契約を締結することなく、元請負人の一方的な都合により、取り決めた代金を減額した場合

②不当に低い請負代金

下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合

③支払保留・支払遅延

元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

6. 新・担い手3法について

～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

働き方改革の推進

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

生産性向上への取組

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

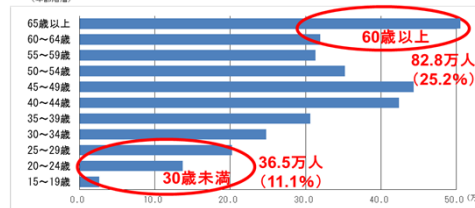
<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

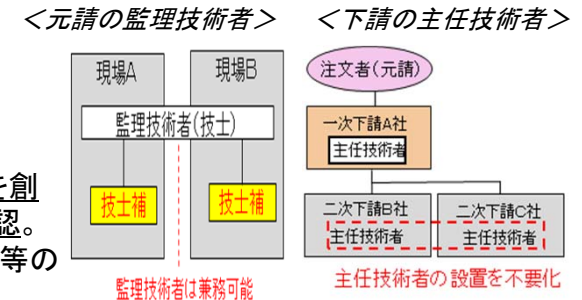
2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



1.建設業の働き方改革の促進

長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

<参考>

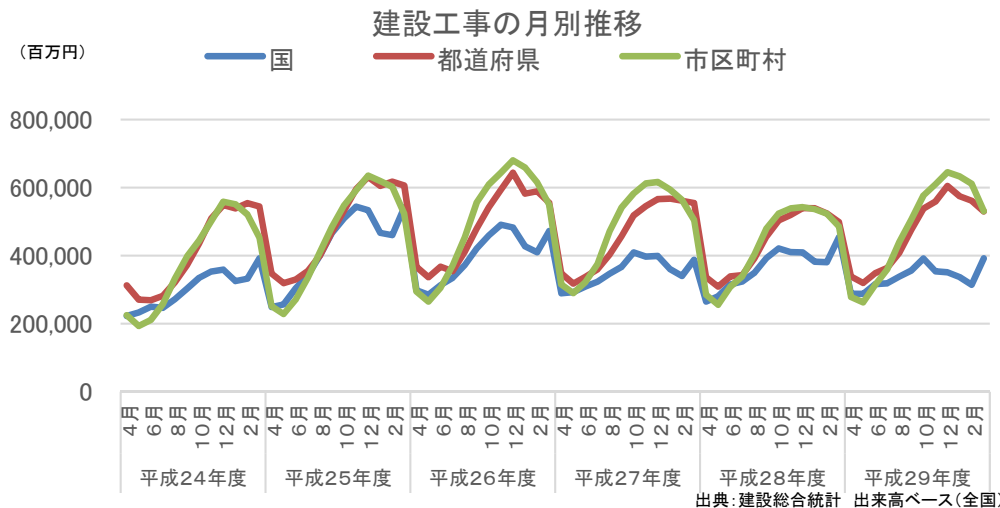
建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。



平準化

<入契法にて措置>

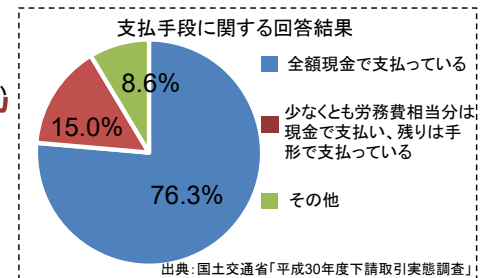
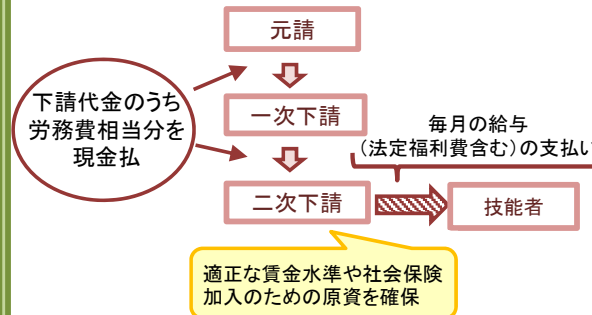
入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



処遇改善

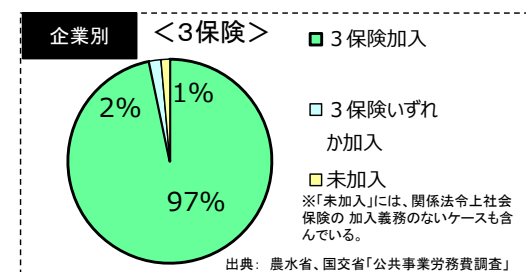
下請代金のうち**労務費相当分について現金払**

➡ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



※省令事項として位置付け

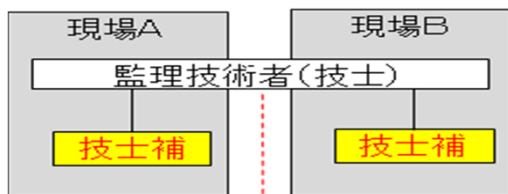
2.建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を**補佐する制度の創設**
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

<現行制度>

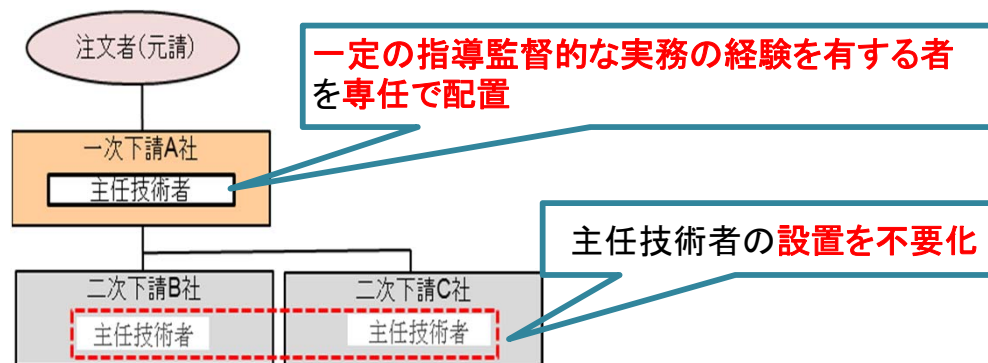
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする:

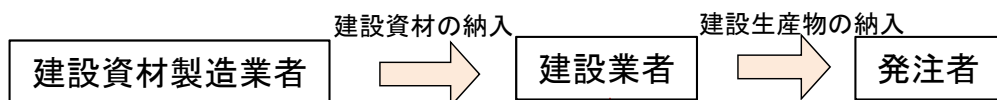
- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**



再発防止の指示 (例) 危険な建物を建築、公衆に危害

再発防止のための勧告等

許可行政庁
(国土交通省、都道府県)

➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた生産性の向上

落橋防止装置等の溶接不良

(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】

耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見



3. 持続可能な事業環境の確保 等

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1) 経営の安定性

経営能力 (経營業務管理責任者)

➡ 事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること

財産的基礎

(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

(2) 技術力

業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)

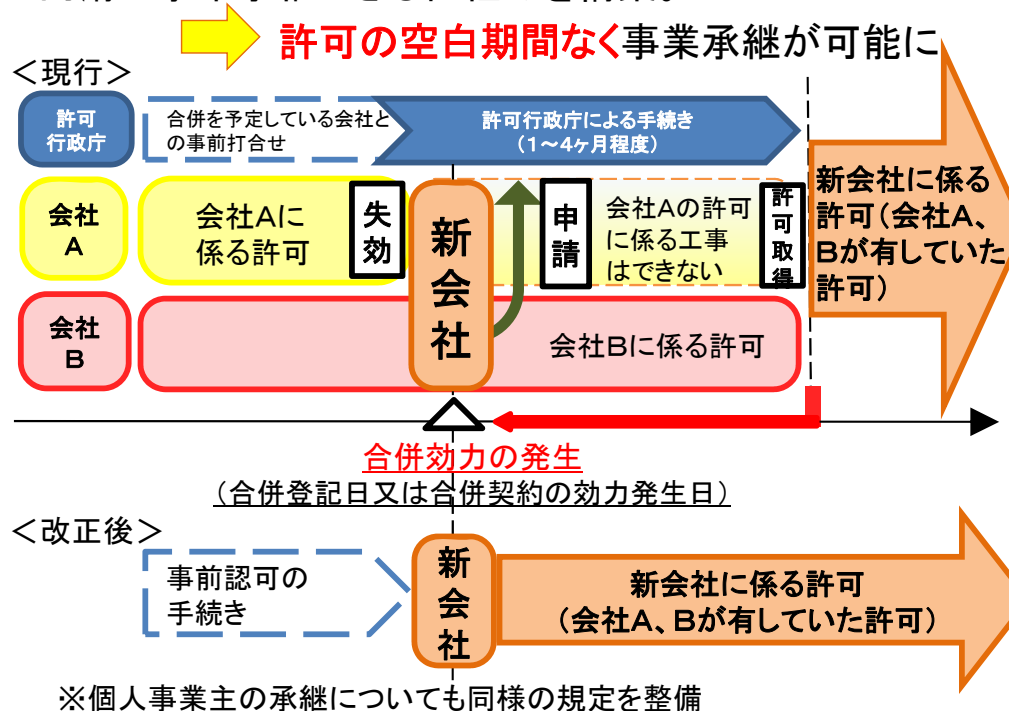
(3) 適格性

誠実性

(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。



その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供

工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止

元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証掲示義務緩和

工事現場における下請業者の建設業許可証掲示義務を緩和

施工技術の確保

建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務

迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化

7. 建設キャリアアップシステム

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年4月より「本運用」を開始
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

③技能者の能力評価

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金

Step.1 情報の登録 (技能者の方)

技能者

- 必須情報
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴

【技能者登録料】

- インターネット申請 2,500円
- 郵送・窓口申請 3,500円 (1年あたり、250円または350円)
- ※早期割引あり
- ※60歳以上の方の特例措置あり
- カードの有効期間：10年 (本人確認書類未提出の場合は3年)

【申請方法】

- ①インターネット ②郵送 ③窓口
- ※申請の際、本人確認書類として、顔写真付き証明書類 (例：運転免許証、マイナンバーカード) を提出できない方は窓口申請のみ
- ※所属事業者等の代行申請も可

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



※元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.6 経験の見える化

建設太郎 / 技能者就業履歴			
現場名	就業年月	就業日数	立場
〇〇ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	作業責任者
合計		22日	

Step.1 情報の登録 (事業者の方)

事業者
下請

事業者
元請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報 (氏名、職種、立場 (職長等) を登録

- ・回数
- ・所属技能者の情報 等

Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

【事業者登録料・管理者ID利用料】

- 事業者登録料 (5年毎) 資本金に応じて3,000円~120万円
- ※個人事業主の方は一律3,000円
- ※一人親方の方は無料
- ※早期割引あり
- 管理者ID利用料 (毎年) 1ID:2,400円
- ※1ヶ月あたり200円。
- ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料
- ※H31年4月~H32年3月迄、1ID無料

【申請方法】

- ①インターネット ②郵送 ③窓口
- ※元請事業者、上下下請事業者等の代行申請も可

【現場利用料】

- 1就業履歴ごと：3円
- ※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日 (例) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

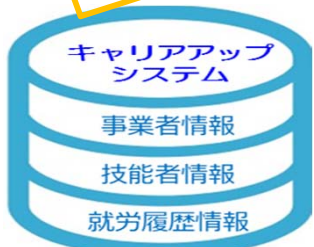
<能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者 型枠	2016.06.20
技能講習 主幹技	2008.05.21
特別教育 ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健康	協会健保 建設共
安全	専安全
その他	



<処遇改善の環境整備>



経験や資格に応じてレベル1からレベル4のカードを発行
カードの色で、取引先や顧客等に技能レベルをPR

現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
〇〇男	型枠工	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市
□□子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市
□□次郎	足場とび工	■年■月■日	■■県■■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

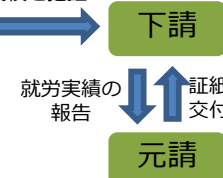
- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成している）

※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて、証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定

※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式の導入について検討が進められている



就労実績を把握



専用HPの開設

- 建設業振興基金HP内に建設キャリアアップシステム専用のHPを開設

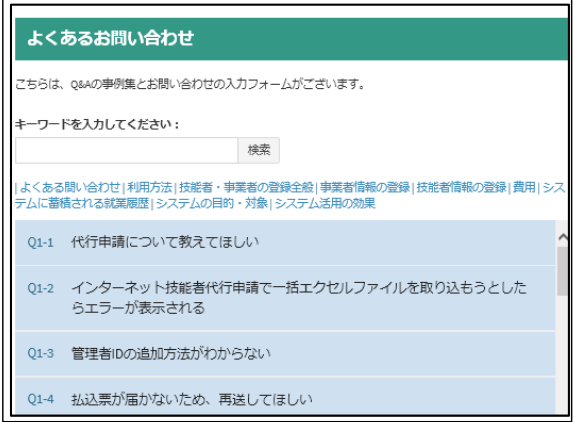
(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm>)

【建設業振興基金トップページ】



Q&Aの掲載

- Q&Aを掲載
- ※Q&Aは順次、追加・更新していく予定



各種資料ダウンロード

- システム概要を説明したPR動画
- 各種パンフレット、ポスター
- 講演資料 等



技能者・事業者情報登録申請の受付

- 各種申請方法を掲載



API連携の掲載

- API連携認定システム審査受付サイトを掲載



※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

8. 建設分野における新たな 外国人材の受入れ

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2018年：4.6万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

建設分野に携わる外国人材

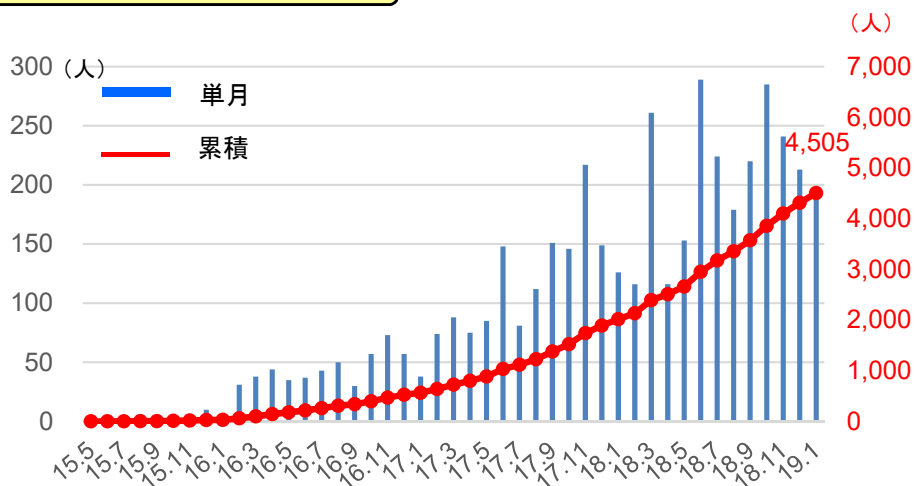
(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	434.7%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,333	-

※外国人建設就労者は年度末時点（2018年は12月末時点）、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2019年1月末時点）

外国人建設就労者の入国月



国籍別の状況

単位：人

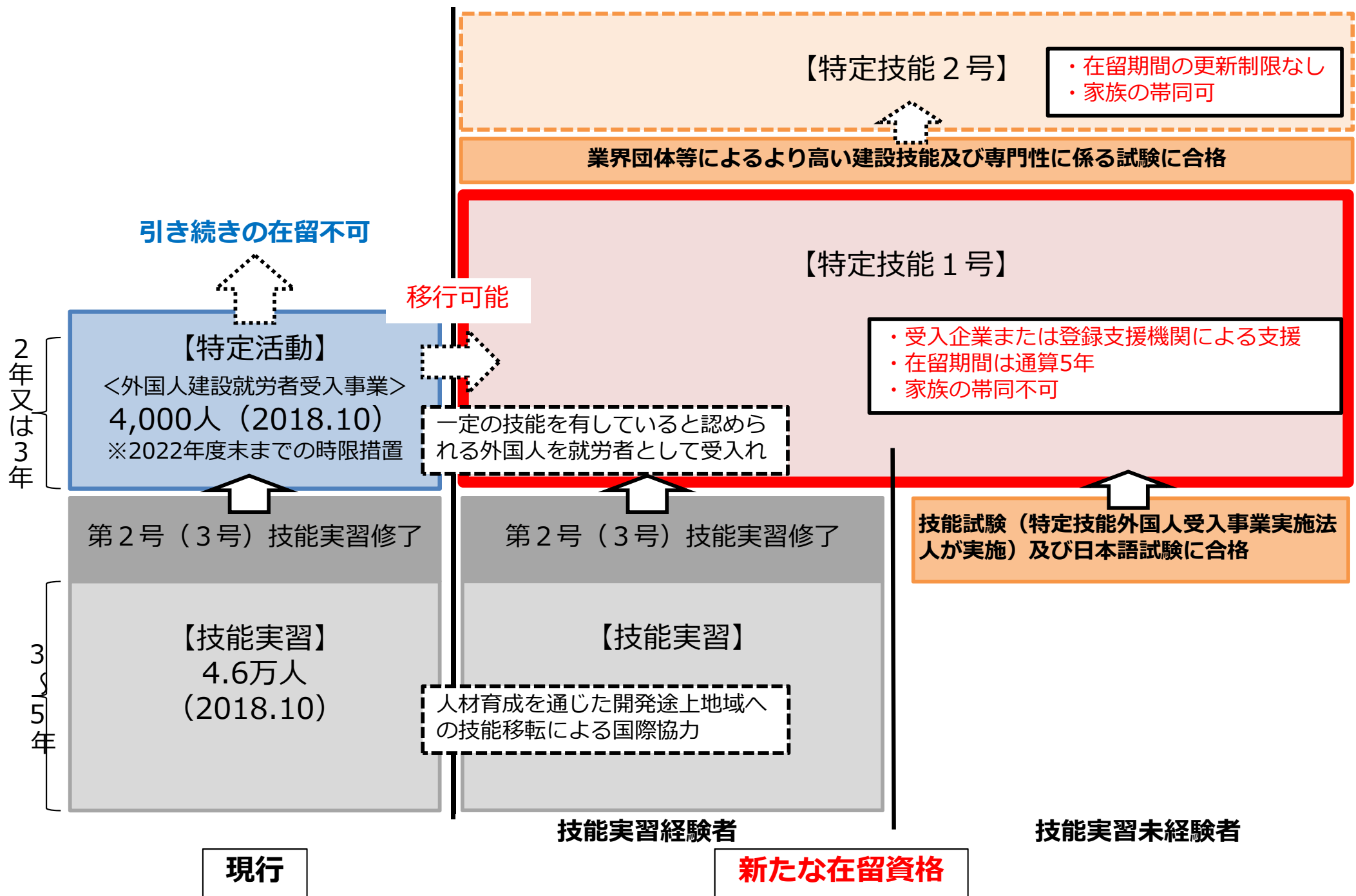
国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	カンボジア	スリランカ	ネパール	ラオス
人数	2,148	1,068	598	496	66	55	30	19	10	11	4

職種別の状況

単位：人

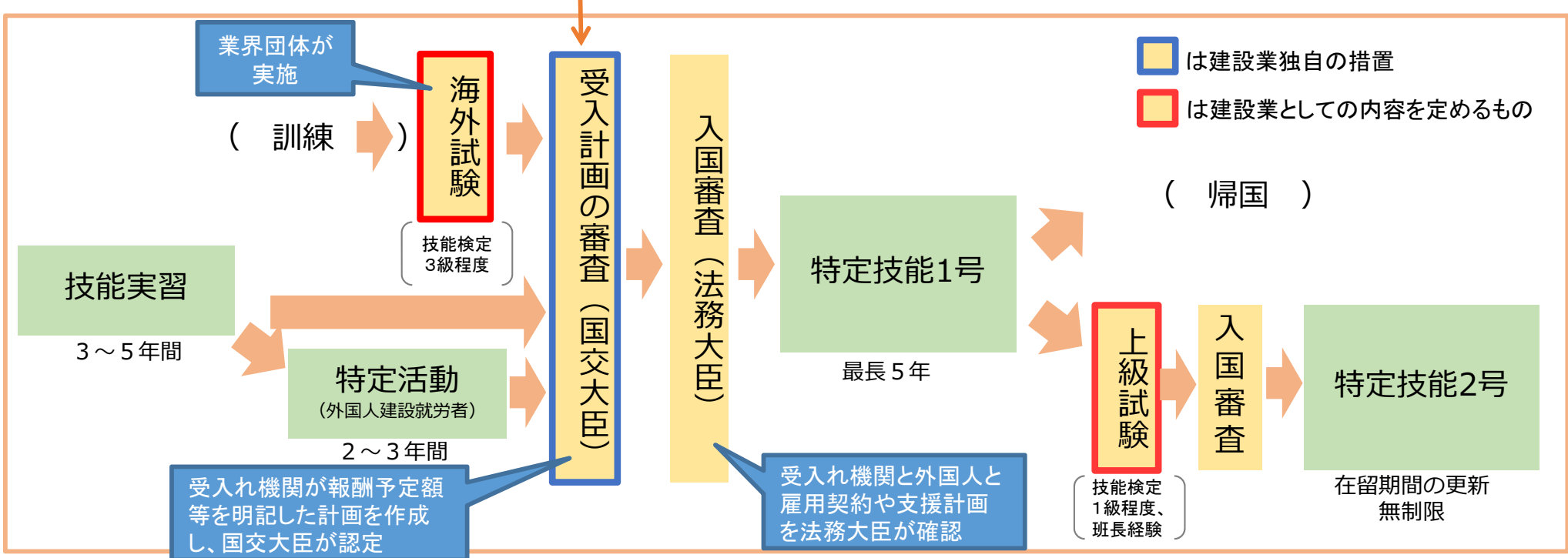
	鉄筋施工	とび	型枠施工	溶接	建築大工	建設機械施工	左官	内装仕上げ施工	塗装	鉄工	防水施工	配管
人数	850	786	554	458	391	307	272	151	141	140	92	82

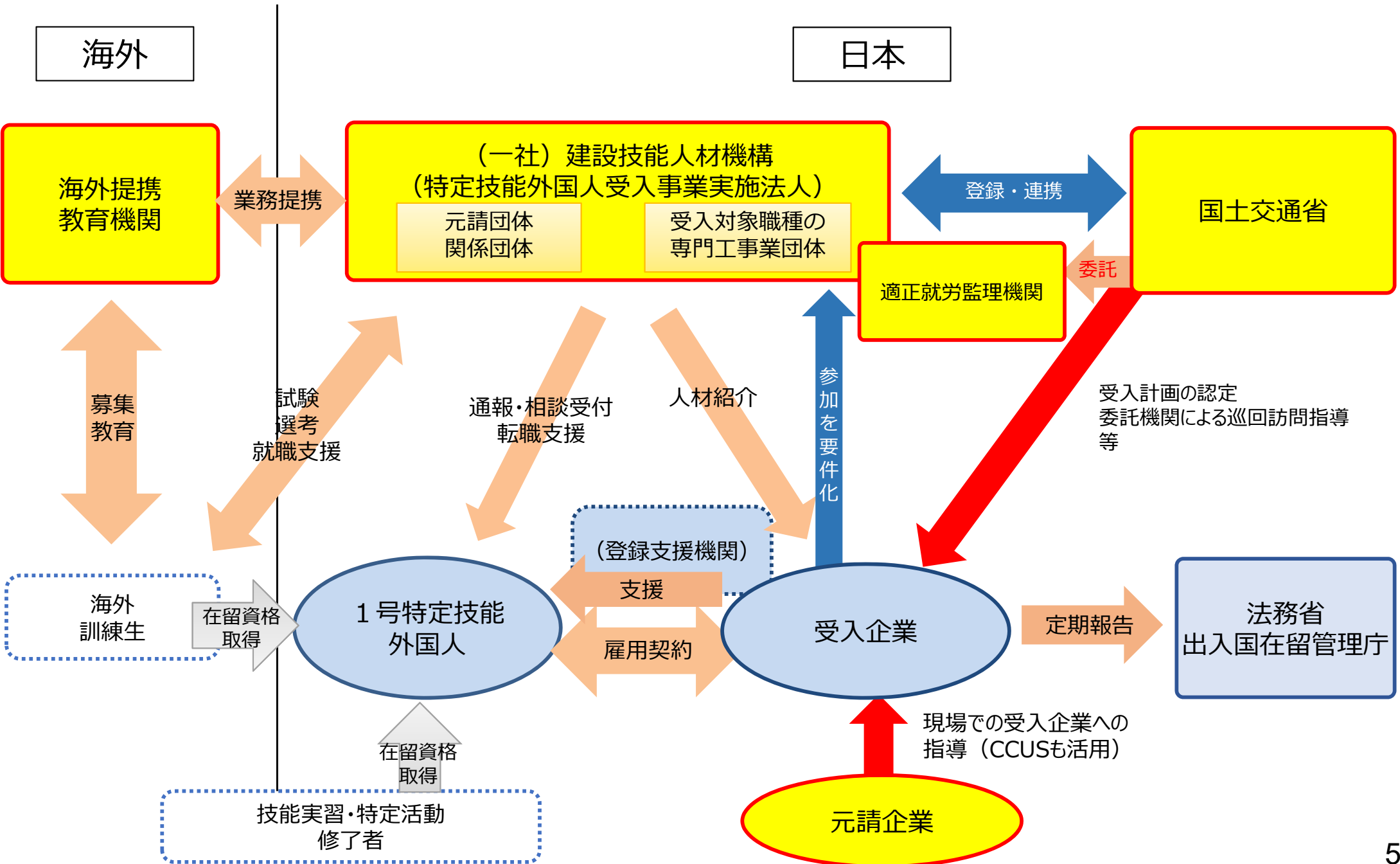
	コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	サッシ施工	表装	石材施工	建具製作	冷凍空調機器施工	さく井	ウェルポイント施工
人数	82	44	41	27	20	19	14	10	8	6	6	554



○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ・ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等





○建設分野における特定技能外国人の受入れに係る規定類及びQ & Aについては、国土交通省HPを参照ください。

URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

国土交通省本省及び地方整備局等の問い合わせ先 : <http://www.mlit.go.jp/common/001274132.pdf>

* 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領～建設分野の基準について～」 (ガイドライン)

<http://www.mlit.go.jp/common/001280974.pdf>

* 建設特定技能受入計画の申請先 **03-5253-8283**

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係 (郵送又は持参)

* 建設技能人材機構への加入手続きに関する問い合わせ先 **03-5473-1583**

一般社団法人建設技能人材機構 : <https://jac-skill.or.jp/>

○在留資格の認定証明／変更許可等の申請、登録支援機関の登録、支援計画の認定等については、法務省HPを参照ください。 **03-3580-4111 (内線2737)**

URL : http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

法務省本省及び地方入管局の問い合わせ先 : <http://www.moj.go.jp/content/001284972.pdf>

○建設キャリアアップシステムについては (一財) 建設業振興基金HPを参照ください。

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>

(一財) 建設業振興基金の問い合わせ先 : お問い合わせセンター **03-6386-3725**

9. 中部地方整備局ホームページ

○ 中部地方整備局HPの紹介

① 中部地方整備局 トップページ

安全で住みやすい
中部を目指して

緊急情報 たいだいま、災害緊急情報はありません

建設技術フェアP
2018in中部

伊勢湾再生

建設ICT総合サイト

建設産業・不動産業情報
許可・指券・支援等はこちらから

建設産業課

建設産業・不動産業情報
許可・指券・支援等はこちらから

トップページ下部にあるバナーをクリック

② 建設産業課 トップページ

整備局トップ > 建設部トップ

建設業 不動産業

建設部TOP まちづくり 歴史まちづくり 住まいづくり 建設業 不動産業 国営木曾三川公園 地籍整備 パンフレット 事例紹介

重要なお知らせ
消費税軽減対策相談窓口の設置について (国土交通省HP)

建設産業課の業務

許可・登録等

- 建設業 (建設業係)
- 経営事項審査 (建設業係)
- 測量業 (測量業係)
- 建設コンサルタント (測量業係)
- 地質調査業 (測量業係)
- 中小企業等協同組合・協業組合 (資力確保指導係)
- 宅地建物取引業 (不動産業係)
- マンション管理業 (不動産業係)
- 不動産鑑定業 (鑑定評価指導係)
- 特定住宅ローン担保責任の履行の確保等に関する法律 (資力確保指導係)
- 賃貸住宅管理業 (賃貸住宅管理業係)
- 住宅宿泊管理業
- 建設業の社会保険加入対策

経営支援情報

- 資金繰り対策
- 建設産業支援セミナー
- 建設産業生産性向上支援事業
- 中部圏建設担い手育成ネットワーク協議会情報

法令遵守【建設業】

- 建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて (平成30年6月改訂) (調査指導係)
- 建設企業のための適正取引ハンドブック (国土交通省HP)
- 駆け込みホットライン (調査係)
- 建設工事紛争審査会 (調査係)
- 建設業法令遵守ガイドライン (調査指導係)
- 「建設工事紛争審査会」詳細はこちら (国土交通省HP)
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの策定について (調査指導係) (国土交通省HP)

<ご覧いただける内容(抜粋)>

◆ 建設業の社会保険加入対策

社会保険加入対策の取り組みや関連するパンフレット、解説資料などをご覧いただけます。

◆ 建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて

現場の技術者や施工体制台帳の作成等を中心にわかりやすく解説したパンフレットです。

◆ 建設業法令遵守ガイドライン

元下間で、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示し、公正かつ透明な取引の実現を目的としています。

※他にも様々な関連情報を掲載しています。

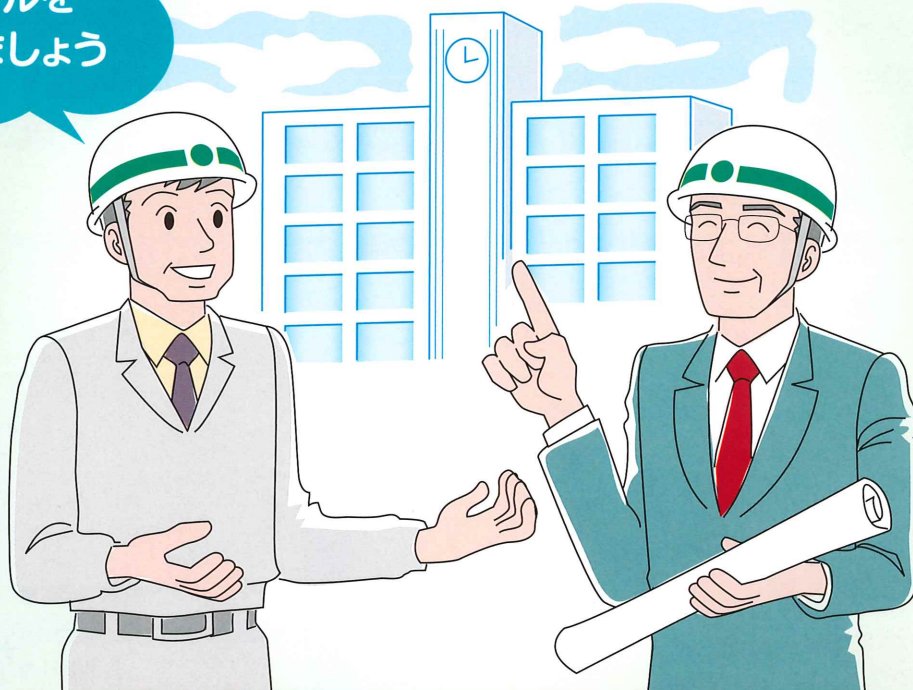
○国土交通省 中部地方整備局 建設産業情報HPアドレス

http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html

建設業取引適正化センター

元請・下請間等に関するトラブルの相談窓口

適正な取引をして
トラブルを
なくしましょう



適正化センターでは建設工事の請負契約をめぐる
元請・下請間等のトラブル相談に応じます

建設工事の請負契約で困っていませんか？

- 代金の支払いをめぐるもめている。
- 下請代金の支払時に減額処理されて困っている。
- 一方的に下請代金額を決められてしまった。
- 建設業法に違反すると考えられる行為を受けている。 など

センター東京

TEL.03-3239-5095

FAX.03-3239-5125

センター大阪

TEL.06-6767-3939

FAX.06-6767-5252

【受付時間】9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

URL <http://www.tekitori.or.jp/consultation/>

《相談業務の内容》

- 紛争解決や今後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
- 建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関(厚生労働省・中小企業庁等)を紹介します。
- あっせん、調停、仲裁等を希望する方には紛争処理機関(建設工事紛争審査会等)を紹介し、また申請する際のアドバイスを行います。

《相談の方法》

- センター東京又はセンター大阪に電話されるか、所定の「相談申込書」に必要事項を記載してファックス又はメールでお送りください。「相談申込書」は、(公財)建設業適正取引推進機構のホームページ内の建設業取引適正化センターにあります。
- 弁護士、土木又は建築の専門家に相談することができます。相談日を調整のうえ、指定された日時にセンターまでお越しください。
- 相談料は無料で、相談時間は1時間以内となります。相談内容はトラブルの相手方や第三者に口外することはありません。

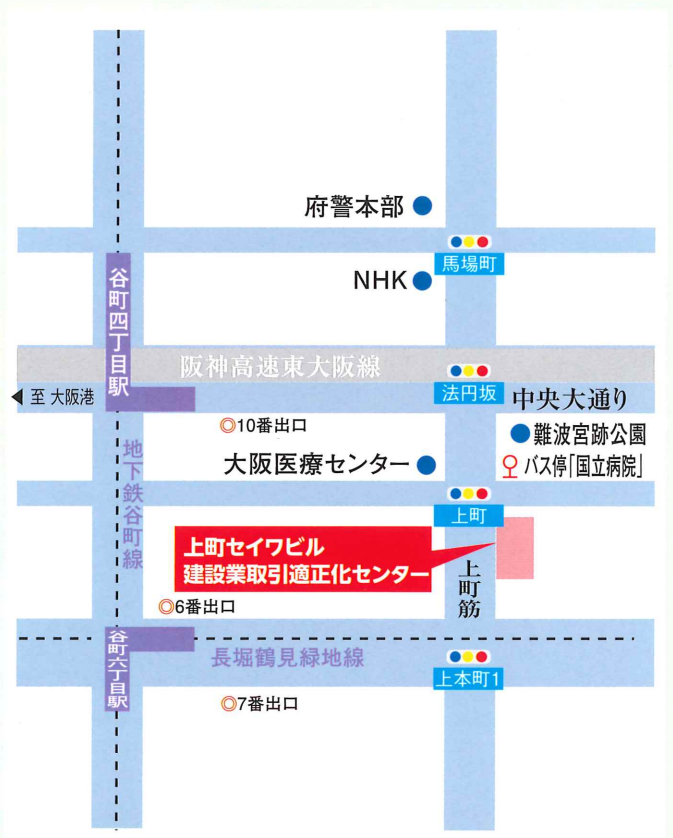


センター東京

〒102-0076

東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3階

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp



センター大阪

〒540-0005

大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3F

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化センター業務は国からの委託業務です